

佐野市建設工事成績評定評価委員会要領

平成17年2月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、市に設置する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 佐野市長が契約した工事で佐野市建設工事成績評定点通知公表実施要領に基づき通知された評定の結果について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係わる事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 技術センター部長
 - (2) 契約検査課長
 - (3) 検査係長
 - (4) 当該工事担当部長
 - (5) 当該工事担当課長
 - (6) 当該工事担当係長
 - (7) 当該工事担当検査職員
- 2 委員長は、技術センター部長とする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、契約検査課長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係職員を委員会へ出席を求めることができる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約検査課が行う。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。